

# 原子力防災・避難計画についての質問・要望書

2014年3月11日

京都府知事 山田啓二様

日頃は、私たち京都府民の安全を確保するためご尽力頂き、ありがとうございます。

さて、関西広域の「原子力防災・避難計画」について、これまで原子力規制庁や関西広域連合、さらには受け入れ先である神戸市などに様々な申し入れを行い協議してきた結果、3月末完成とされる広域の避難計画は未完成なものであり、なんら住民の安全を保障するものではないと言わざるを得ません。

広域の避難計画では、①バスを主とし、自家用車を減らす、②段階的に避難する、③必ず避難中継所を経由する、④自家用車は避難中継所に乗り捨てて、避難先自治体差し回しのバスで避難先に向かう、⑤後日、一次避難所から、各自、車を引き取りに来る、⑥汚染されていれば除染することを引き取る際の条件とする、⑦一次避難所は最長2カ月を限度とし、原則、元の府県に戻る、等とされていますが、いずれも大きな問題を抱えたままであり、策定できたとはどうも言えないものです。

3月末に公表予定の避難計画は未完成なものであるという事実を認め、このままでは再稼働すべきでない意思表示していただきたく、以下のように質問、申し入れを行うものです(箇条書き)。

## 《 質 問 》

### I. 避難とその手段について――

- ① バスへの依存度は、京都府のシミュレーションである25%、50%でいいのか。  
小浜市が、「3万市民が1台に3人乗り合わせ、1万台が避難する」としているように、福井県は避難手段を原則自家用車としている。京都北部の交通事情も同じであることから、自家用車が主体となることは明らかであり、自家用車の依存率を8割とすれば、福井嶺南・京都府北部で計6・5万台になる。この認識に間違いはないか。
- ② 避難中継所までのバスの調達は避難元(府)の責任とされるが、バス会社との協定は進んでいるのか。(関西広域連合は、「バスはあきらめようかな」と)発言している)。
- ③ その際、運転手には、被ばく限度1mSv/年を超えないという保障があるのか。あるいは、なくても強制できるのか。
- ④ 綾部市奥上林、中上林地区のような避難困難地域が各所にあることは、30キロ圏にかかる京都北部・福井嶺南の30キロ圏にかかる全市が認めたところである。  
京都府において、これ等の地区の道路改修やバイパスの建設予算がいまだに付かないのはなぜか。現状では避難できない恐れのある地区があり、たとえ避難先の施設が確保されたとしても避難計画が出来たとは到底言えない。この認識で間違いはないか。

### II. 避難開始について――

- ① 関電の重大事故のシナリオでは、事故の外部への拡大後、20分間での避難となる。事業者の事態の確認には10分かかるとされることから、即時に避難指示が出たとしても実際の避難に充てる時間は10分しかない。果たして逃げられるのか。
- ② さらに、オフサイトセンターは、大飯、高浜のうち事故機から遠い方を当てるとしても、依然

として原発から 11～12 キロという至近距離にある。機能するのか。

- ③ また、オフサイトセンターへの関係者の参集に時間がかかることを考えれば、実際に避難の指示発令に要する時間はどれだけ掛かるのか（福島ではたどり着いた市町関係者は大熊町 1 町だけであった）。
- ④ 段階的避難は可能なのか。
- ⑤ 高速道路は使えるのか。錯綜交通を考慮しているのか。

### Ⅲ. 避難中継所について——

- ① 京都北部からの避難中継所はどこに設けられるのか。
- ② 福井県の中継所は、京都府のどこに置かれるのか。
- ③ 自家用車の依存率を 80% とすれば、6 万 5 千台が京都北部の中継所に集結する。駐車場は確保されるのか。また、除染と除染による汚染水対策が必要であるが、具体的な整備はいつまでにされるのか。
- ④ 地元自治体及び地元コミュニティに対して、③についての情報開示と同意の取り付けが必要であるが、どこまで進んでいるのか。
- ⑤ ゲート型の検査機器は、福井、滋賀、広域連合、規制庁において性能に懸念があり、採用は今のところ京都府のみと聞くが、例えば、足裏、頭頂部など検査漏れは起きないのか。反応があった場合、改めてサーベイメーターで計測しなおすのか。
- ⑥ 通過の際に記入する「検査結果記録票」の作成に要する一人当たりの時間と、全体に必要な時間はどうか見込んでいるのか。
- ⑦ ⑤と⑥を合計した時間を考えれば、中継所に入れないうまま長時間、避難路上に待機する車が列を成し、30 キロ圏を出られない(脱出できない)のではないのか。京都府 12 万 7 千 200 人、福井県 6 万 7 千人、計 19 万 4 千 200 人の通過にどれだけ掛かるのか。
- ⑧ バスによる避難は要援護者が主体と考えられるが、駐車場からスクリーニング会場への距離や、スクリーニングブースの混雑度によっては、まとまってゲートを通することができず、集合や点検に長時間を要してバスの出発が長引き、遅延の連鎖をおこすのではないのか。
- ⑨ 検査結果の記録票はどのように保管されるのか。除染済みの証明書（将来の求償資格証明書）として各自が携帯するのか。
- ⑩ 縁故避難する人は、そのまま自家用車による通過が認められるのか。
- ⑪ 30 キロ圏外からの自主避難者は、地域ごとに割り当てられる避難所には入れないのか。入れたとして待遇はどうなるのか。

### Ⅳ. 一次避難所について——

- ① 最大の受け入れ先である神戸市は、「あくまで神戸市が安全であるということが前提であり、前提が崩れれば受け入れを返上することがある」と表明している。このような声は他市でも聞くが、この場合、避難民は行き場を失って難民となるが、どうするのか。
- ② 京田辺市のように、人権に配慮した受け入れを一定程度考える自治体がある一方で、一人当たり 3.3 平方メートルの床面積を確保しただけの所もある。たとえば一般避難所にも福祉エリアの設置が必須であるが、受け入れに当たってどのような体制を求めているのか。府はマニュアルを示しているのか。
- ③ 兵庫県や徳島県の受け入れ先自治体との協議では、これらの点も協議されているのか。

### Ⅴ. 要援護者の避難について——

- ① 要援護者の把握は出来ているのか。名簿作成はどこまで進んでいるのか。
- ② 名簿の目的外利用について、本人の同意はどこまで取り付けているのか。

- ③ 関西広域連合は、児童生徒、園児について、事故が児童・生徒・園児の在校(園)時に起きた場合は集団避難する、としながら、避難計画の策定を求めないままである。京都府では策定が進んでいるのか。
- ④ 関西広域連合は、「介護・医療を必要とする者一人ひとりについて避難の方法・手段・避難先が決まらない限り、避難計画ができたとは言えない」と言明したが、優先されるべき要援護者の避難計画はどこまで具体化が進んでいるのか、完成はいつか。

## VI. 元の府県に戻す基準はどう定めるのか――

- ① 福島のように上限 20mSv/年を強要するのか。
- ② 中長期の生活再建につながるどのような配慮をするのか。

## VII. 30 キロ圏外からの避難・防護について――

国は、いまだに PPA 圏についての指針を出さず、安定ヨウ素剤の配布・服用についての指針を示さない一方で、避難(計画)の策定は自治体に責任があるとし、許しがたい対応に終始している。

さらに、2月の兵庫県議会において井戸兵庫県知事は、60 キロ圏の篠山や 100 キロの神戸市に、プルームは最短 2 時間で到達すると回答している。

- ① 安定ヨウ素剤は、プルームの到達前に服用しなければ意味がないことから、配布・服用を 2 時間以内に完了するために、どのような対応を考えているのか。
- ② 市町は、府が購入し手当すべきことだと答えているが、備蓄はすでに行っただのか。
- ③ 府下全域で市町が安定ヨウ素剤を(購入)配布することを、府は奨励すべきではないのか。そうでなければ府の責任において服用までの体制を構築すべきではないか。
- ④ 医師会などの医療機関に対し、事故後 2 時間内の安定ヨウ素剤服用を可能とする態勢を整えるよう要請し、実現すべきではないか。
- ⑤ 30 キロ圏外が安全であるという保障がないどころか、福島の例では 60 キロ圏ですら福島市渡利地区のように本来避難すべき地域が生まれている。30 キロ圏外からの自主避難者にも避難の権利を認めるべきではないか。

### 《要 望 事 項》

1. 避難困難地域が存在する間は、避難計画ができたとししないでください。
2. 避難困難地域それぞれについて、基礎自治体任せにすることなく府の責任において避難計画を具体化してください。
3. 綾部市から要請がありながら、具体化されない上林地区のバイパス建設や道路の改修予算をすみやかに計上してください。
4. 京都府はバスによる避難を基本とされていますが、自家用車による避難に比べて、徒歩で一時集結所に集合し、バスで避難する場合は 3 倍の被曝量になるとの試算があります(上岡直見)。この不平等を減らすための具体策を示してください。
5. 事態の進展に遅れることなく避難の指示が出され、かつ、速やかに周知されることが段階的避難を推奨する前提でなければなりません。そうでなければ、逃げられたはずの人々を止め置いて、むざむざと被曝させることとなりますが、このような懸念は無用であるという根拠を示してください。
6. 30 キロ圏外からも避難する権利を認めてください。また、基礎自治体が独自に避難先を確保することは良いことだと確認してください。そして、30 キロ圏の避難計画を策定した後、直ちに 30 キロ圏外の避難計画策定に着手すると確認してください。
7. 要援護者一人ひとりの避難計画、児童生徒・園児の集団避難計画ができるまでは避難計画はで

きたと言えない、と確認してください。

8. 過酷事故発生後 2 時間以内に安定ヨウ素材の服用が可能になる体制を示してください。
9. 一次避難所の設営・運営に関する指針を示し、一般避難所にも福祉エリアを設ける事、プライバシーの尊重やペットを連れての同伴避難の権利など、具体的に記載してください。
10. 実効性ある避難計画ができないことを公に認め、このままでの再稼働には反対であると表明してください。

最後に――

再三要請してきた、兵庫県作成による京都府域の汚染予測図取り寄せに同意して頂けなかったことは極めて遺憾であり、徹底した情報公開を原則とするよう改めて求めます。

以上

申し入れ団体：

アジェンダ・プロジェクト、京都の原発防災を考える会、グリーン・アクション、原発なしで暮らしたい丹波の会、七番めの星

連絡先：

グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 Tel075-701-7223

原発なしで暮らしたい丹波の会